

令和7年度 第6回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和8年2月13日(金) 11時00分～11時20分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹 松下奈美子 向山 富雄
労働者代表 石田 司郎 佐橋 洋一 廣瀬 純子 宮端 整吾
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人

4 議題

- (1) 特定(産業別)最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について
- (2) その他

5 開 会

(室長補佐)

只今から、令和7年度第6回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、本日は、労働者代表委員の前田委員、使用者代表委員の山本委員から欠席という御連絡をいただいております。

以上により、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので有効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは開会に先立ちまして、三重労働局長から御挨拶申し上げます

(局 長)

おはようございます。

本日は、お忙しい中、令和7年度第6回三重地方最低賃金審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

今年度最後の審議会になるかと思えます。まず、今年度の審議に関しまして委員の皆様にご丁寧かつ熱意ある御議論を重ねていただきましたことに、改めて深く感謝申し上げます。

最低賃金をめぐる環境でございますが、物価の動きや、人材確保、人手不足の対応など、地域の働く方々企業の皆様双方に、様々な影響が及ぶ状況が続いているかと思えます。そのような中で皆様が、現場の実情を踏まえバランスの取れた視点で方向性を探っていただいた事は、地域の制度運営の大きな支えになったかと思っております。次年度以降も状況の変化は引き続き見込まれますが、こうした変化を前向きに捉えつつ、地域の特性、課題をしっかりと踏まえた審議会がますます重要になってくるかと考えております。今後にも増して厳しい状況が見込まれまして、

委員の皆様には、多大な御負担と御労力をかけることになるかと存じますが、皆様のお知恵と経験を引き続きお寄せいただきまして、引き続き充実した審議となりますようお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(室長補佐)

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行ってくださいこととなりますので、西川会長、よろしく願いいたします。

(1) 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について

(会 長)

皆様改めましておはようございます。

先程、局長からお話にもありましたように、今回の会が本年度最後の審議会ということでございますので、最後まで慎重な御審議をよろしく願いいたします。

では、議事（1）特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について、資料がお手元に配布されておりますので、事務局から、まず御説明をお願いいたします。

(室 長)

それでは、私から御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

「令和8年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について（案）」でございます。

令和8年度における特定（産業別）最低賃金の審議方法等について、例年どおり、円滑な審議に資するため、この取扱いを定めさせていただきたいと思っております。

内容は、

- 1 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申出の意向表明について
- 2 特定（産業別）最低賃金の決定等の申出について
- 3 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無についての3項目からなっております。

例年どおりの内容となっておりますが、これらの項目について御説明いたします。

先ず、「特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の意向表明」についてですが、令和8年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申出を行う場合には、申出者はあらかじめ、その意向を当審議会又は三重労働局長に対して表明していただき、そして、局長に対し意向表明がなされたものにつきましては、局長が審議会に報告を行うということでございます。

意向表明については、正確を期するため、書面により行うという方法でお願いいたしております。その期限としましては、令和8年3月19日木曜日までとさせていただきますと考えておりますので、御審議をお願いしたいと思います。

意向表明には、申出者、申出の内容、申出の理由を記載するというところでございます。

次に、「特定（産業別）最低賃金の決定等の申し出」についてでございます。

局長宛てに行う場合の申出期限でございますが、事務局としましては、令和8年7月3日金曜日までとさせていただきたいと考えてございます。

また、申出の際は、申出書を2部御用意いただき事務局に御提出いただきますようお願いしたく存じます。

併せて、御審議をよろしくお願ひします。

資料2でございますが、「令和8年度 申出産業の事業場数及び従業者数」となっております。

以上でございます。

(会 長)

只今、説明がありましたとおり、令和8年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申出の取扱い等につきまして、事務局から御提案がございました。

この取扱いは、先ほどもありましたとおり当審議会の円滑な運営を図るため例年定めているものでございます。

確認ですけれども、意向表明の期限は3月19日木曜日、申出の期限は7月3日金曜日との提案をいただきました。

この日程も含めまして、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

(佐橋委員)

労働者側委員の佐橋でございます。

こちらの特定（産業別）最低賃金の決定等に関する申し出の意向表明を3月19日まで行うとありますが、意向表明があったものに関する公示ないしは公表というのはどのように行うのか教えていただいでよろしいでしょうか。

(室 長)

意向表明があったものにつきましては、7月に予定をしております第1回本審で報告させていただくこととしております。

(佐橋委員)

一般労働者の皆様が、意向表明があったどうかを知るタイミングは、7月の第1回の本審までないということでしょうか。

(室 長)

現在の時点では、そのように考えております。

(佐橋委員)

それって、良いんでしょうかね。

要は何が言いたいのかと言いますと、開かれた審議会であるべきだということであれば、本来、こういう意向表明がありましたということは、速やかに労働者の方、使用者側も含めて知らせるのが情報公開の観点からは良いのではないかと思うんで

すけれども、いかがでしょうか。

付け加えると、過去は、1回目の審議会はもっと早くにあったと思うんですね。

(室 長)

6月にやっていました。

(佐橋委員)

そのタイミングなんで、まだ申出の締め切り前なんですよ。そうすると、事業者の方ないしは関係の一般労働者の皆さんは、事前にそういうことがあるということがわかるわけですね。

7月では過去から見てもかなり景色が変わりませんかということをお願いしたい。今日、この場で決められないということであれば、是非ちょっと事務局側でどうするか御検討をいただければと思います。

(室 長)

只今の御意見をいただいた事を踏まえまして、事務局の方で公開する方法につきまして検討をさせていただきます。

(会 長)

はい、ありがとうございます。

意向表明と公開の時期、確かに私も就任した時には、もっと早くに1回目があったような気がしますので、そこを事務局と協議をして考えてまいります。

ちょっと今日は御意見をいただいたということで、ありがとうございました。

他に御意見等ございませんでしょうか。

では、その日程も含めまして、今の御意見を承りまして、お伝えいたしますのでよろしく願いいたします。

では、日程はひとまずお認めいただいたということにしますが、資料1自体、案のところはそのままにしておくことに致します。

(2) その他

(会 長)

次に、「その他」として、事務局の方で何かございますでしょうか。

(室 長)

特にございません。

(会 長)

それでは今年度最後の審議会ですけれども、我々54期の任期は2年でございますので、任期半ばでございます。

引き続き、委員の皆様には御理解御協力を賜りまして、審議、来年度もよろしく願いいたします。

では、これもちまして令和7年度第6回三重地方最低賃金審議会を終了といたします。

本日は、ありがとうございました。

以上